

読谷村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日

読谷村長

読谷村議會議長

読谷村教育委員会

読谷村選挙管理委員会

読谷村監査委員会

読谷村農業委員会

読谷村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、読谷村長、読谷村議會議長、読谷村教育委員会、読谷村選挙管理委員会、読谷村監査委員会、読谷村農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

読谷村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、男女共同参画の担当である企画政策課と連携し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標及び具体的な取組内容

（1）女性登用に関するもの

①管理的地位に女性職員を登用するための人材育成

ア 係長・課長補佐・課長・部長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を実施する。

○人材育成の取組により、管理職の占める女性職員の割合を年 13% 以上とする。

(2) 職員の勤務環境に関するもの

①妊娠中及び出産後における配慮

- ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇制度についての周知を図る。
- イ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ウ 妊娠中及び出産後の職員に対しては、本人の希望に応じ、原則として超過勤務を命じないこととする。
- エ 出産費用の給付等の経済的措置についての周知を図る。
- オ 育児については、家族のサポートだけではなく、職場のサポートも必要であるため、職場において育児に係る休暇取得をしやすい雰囲気を作る。
- カ 産前産後休暇中の職員の業務を遂行することが困難なときは、適切な代替要員の確保を図る。

②子どもの出生時及び育児における父親の休暇取得の推進

- ア 子どもの出生時に取得できる特別休暇の制度について周知を図ることにより、特別休暇の取得率を100%にする。
- イ 男性も育児に積極的に参加するよう、育児に関する休暇取得の推進を図る。
- ウ 平成28年度より組織として、イクメン・イクボス宣言など男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- エ 平成28年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員等を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。

③育児休業を取得しやすい環境の整備等

- ア 育児休業等に関する制度や経済的な支援等について、冊子等で周知を図る。
- イ 妊娠を申し出た職員に対して、個々に育児休業制度・手続きについて説明を行う。
- ウ 育児休業の取得の申し出があった場合、所属部署内にて業務分担の見直しを行う。
- エ 管理監督職員（係長級以上）が招集される会議等において、定期的に育児休業制度の趣旨を周知徹底することにより、職場の意識改革を行う。
- オ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰のために、必要に応じて復職時における研修等を実施する。
- カ 各職場内の人員配置等の措置を講じても育児休業中の職員の業務を遂行することが困難な時は、採用計画の前倒し実施や臨時の任用制度の活用

により、適切な代替要員の確保を図る。

④超過勤務の縮減

- ア 事務の簡素化・合理化を推進するために、職員各自は、効率的に事務を遂行することに努める。
- イ 総務課は、職員の超過勤務の状況を把握し、各課長と調整し事務の簡素化・合理化に努める。
- ウ 各課長は、超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して、超過勤務に関する意識の徹底を図る。
- エ 各課で、超過勤務削減の取り組みの重要性について認識し、職員の意識改革を図る。
- オ 定時退庁日を設定し喚起するとともに、課長による定時退庁の率先と日頃から定時退庁する環境づくりに努める。

⑤ 休暇の取得の推進

- ア 庁議や課内会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を喚起し、職場意識改革を行う。
 - イ 課長等は、部下の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得を指導する。
 - ウ 子供の予防接種実施日や授業参観日における年次有給休暇の取得促進を図る。
 - エ 安心して職員が、年次有給休暇を取得できる職場の業務遂行体制を整備し、取得しやすい雰囲気をつくる。
- ⑥ 連続休暇等の取得の促進
- ア 国民の休日や夏季休暇と併せた年次有給休暇の取得促進を図る。
 - イ 月曜日又は金曜日と週休日等を組み合わせた年次有給休暇の取得促進を図る。
 - ウ 記念日における休暇や学校行事等への参加等のための休暇の取得の促進を図る。

○上記⑤のアからエ、⑥のアからウの取り組みを通じて、職員全員が年間 15 日以上の休暇取得することを目標とする。

⑦ 特別休暇の取得の促進

- ア 家族のための看護休暇等の特別休暇の周知を図るとともに、その取得を希望する全ての職員に対し、100%取得できる環境をつくる。